

第5章 計画実現に向けて

- 第1章 計画策定の目的と位置づけ
- 第2章 大分市の空家等の現状と課題
- 第3章 空家等対策の基本的な方針
- 第4章 具体的な取組
- **第5章 計画実現に向けて**
 1. 主体別の役割と連携
 2. 計画の進行

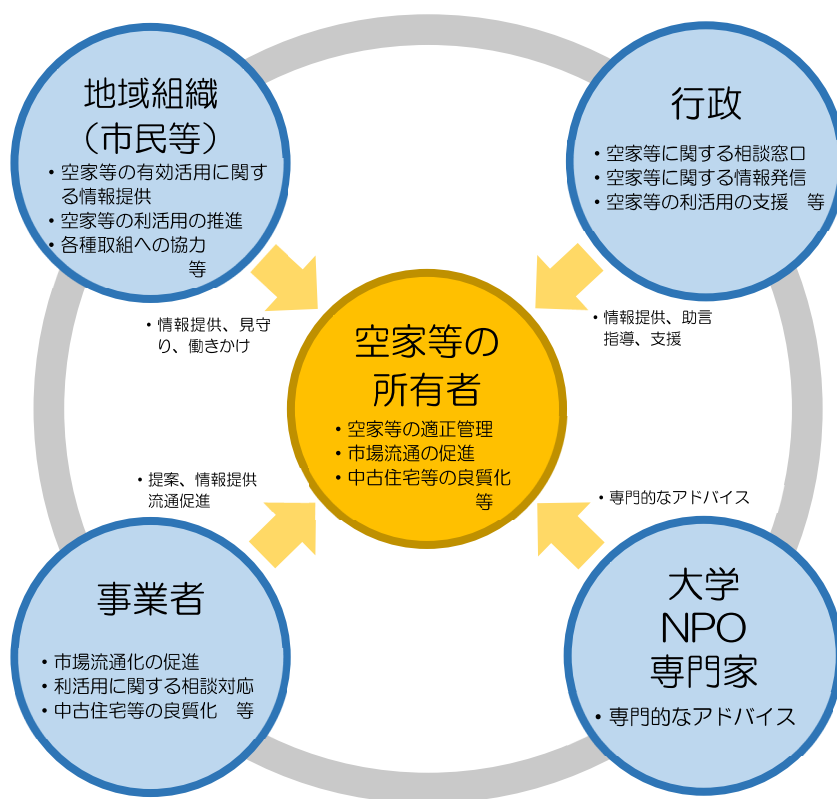


第5章 計画実現に向けて

1. 主体別の役割と連携

空家特措法では所有者等が自らの責任により適切に空家等を管理することとなっているものの、空家等が地域社会に与える影響は大きいため、所有者等だけの問題ではなく、地域社会全体での問題として捉え、多方面からの取組を行っていく必要があります。

計画をより確実かつ効果的に推進するために、行政内部の関連部署はもとより、地域組織や事業者さらには大学、NPO等の団体が、それぞれの責務や能力に応じて役割を分担相互に連携し、空家等所有者を支援することが重要となります。



地域社会全体による多方面に渡る取組を踏まえ、主体別の役割については、次頁のとおりです。

(1) 空家等所有者等の役割

空家等の所有者や管理者は、空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないために、管理不全な状態にならないよう、責任を持って適切に管理しなければなりません。また、空家等の所有者等となった場合は、周辺の生活環境に配慮した適切な管理や利活用を積極的に行うことが必要となります。

(2) 行政の役割

空家等対策計画に基づき、空家等に関する適切な措置を行うことが求められます。地域住民から提供される空家等の情報や相談への対応については、総合的な窓口としての役割を担うとともに、まちづくりの観点から市域全体の住環境を保全する大きな役割を担っています。また、所有者等が適切な管理等を実施出来るよう、管理や利活用に関する情報提供をはじめ、必要な支援を行います。

(3) 地域組織（市民等）の役割

地域の生活環境の改善または保全のため、地域組織との連携を強化するなど、市との協働のもとで空家等の対策に積極的に取り組む姿勢が求められます。市民は、空家等の発生や放置等を防ぐため、地域内の空家等の状況に関する情報を提供するとともに、地域で行える活用方法等の検討などを、市や所有者等と連携して取り組むことが必要となります。

(4) 事業者及び大学、NPO 等の役割

空家等の対策は管理だけでなく、流通や利活用に関してもさまざまな課題が伴うことから、専門的かつ多面的な知識や技術が求められます。そのため、事業者、大学、NPO 等においては市や所有者等が行う空家等の対策に対し、情報提供や技術的な支援等を行うなど、良きアドバイザーとして、ともに地域の空家等対策に取り組んでいくが必要となります。





2. 計画の進行

空家等は、人口減少や高齢化の進展、住宅の供給バランスの変化などの要因により、今後も増加していくものと考えられます。空家等の対策については、持続的な取組が必要であり、短期的な取組と併せて、中長期的な視点からの取組とともに成果指標の進捗や達成状況を把握することが重要となります。そのため、本計画の実行にあたっては、PDCA サイクルにより大分市空家等対策協議会において定期的な評価・検証等を行い、適切な計画の進捗管理を行います。なお、計画期間内に以下の成果指標の達成を目指し、2026（令和8年）度末時点における数値について評価・検証等を行います。また、課題への対応の評価や、新たに生じた課題等を整理し、本計画へフィードバックすることで、継続的に計画の改善を図ります。



【成果指標】 計画期間内に以下の目標値の達成を目指します。

項目	指 標	目標値(令和8年度末までの累計)
空家等の 予防	空家等の発生予防をはじめ、活用や管理を啓発するための相談会等の実施回数	60 回
	地域の特性に応じた、高齢者等を対象として行う相談会等の実施回数	30 回
空家等の 活用の推進	空家等の所有者及び利用者に対する大分市の支援を利用して行われた活用の件数	80 件
管理不全の 解消	老朽危険空き家等に対する大分市の支援を利用して行われた除却件数	90 件

【モニタリング指標】

項目	指 標
空家等の 予防	大分市シルバー人材センターとの「空家等の適正な管理の推進に関する協定」を利用した空家等管理を促進した件数
空家等の 活用の推進	各金融機関との「空家等対策推進に関する覚書」を利用した金融商品の成約件数
	不動産関連団体との「空家等の利活用の推進に関する協定書」を利用した空家等の流通を促進した件数

※モニタリング指標は計画の進捗状況に関連が深く継続的に注視する指標を示しており、目標値は定めていない。